

特定非営利活動法人むすびを定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人むすびをという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区岩倉幡枝町585-5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子どものいる家庭に対して、こども食堂、こども宅食、体験イベント等を実施することで、地域社会とのつながりや支援体制を構築し、児童の健全な育成及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①こども食堂・こども宅食の運営
 - ②子ども向けの体験イベントの企画および実施
 - ③こどもの見守りや居場所づくりに係る行政からの委託事業
 - ④こどもを対象とするイベントの各種サポート事業
 - ⑤各種団体との連携事業
 - (2) その他の事業
 - ①物品販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総

会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	長谷川 裕
理事	津田 絢子
同	太田 浩二郎
監事	高橋 良輔

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0円
正会員年会費 0円
 - (2) 賛助会員入会金 一口 10,000円（一口以上）
賛助会員年会費 一口 20,000円（一口以上）

役員名簿

特定非営利活動法人むすびを

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	長谷川 裕		なし
理事	津田 絢子		なし
理事	太田 浩二郎		なし
監事	高橋 良輔		なし

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

設立趣旨書

1 趣旨

現代の日本社会では、経済的な格差や家庭環境の多様化により、十分な食事や資質向上のための体験の機会を得ることが難しい子どもたちが少なくありません。また、保護者も仕事との両立や育児負担と子育てを楽しむ感覚が減っています。

特に子育て世帯にとって大切なのは、単なる食料支援だけでなく、「安心できる居場所」と「人とのつながり」など精神的なサポートを求めています。

私は京都に暮らす子どもや家庭が孤立することなく、お互いに助け合いながら安心して過ごせる環境づくりが、子育て世帯にとって必要不可欠だと考えています。

当法人はこども食堂やこども宅食といった活動を通して、多くの子育て世帯をつなぐ存在として、これを実現します。

「むすびを」という名称には、「おむすび」という言葉のアナグラムですが「人と人をむすぶ」「地域と子どもをつなぐ」「食と命をむすぶ」といった意味が込められています。子どもたちに必要な支援を届けることにとどまらず、地域全体が子どもを育てる基盤となるような活動を目指します。

2 申請に至るまでの経過

2025年2月、保育施設を経営する長谷川裕は、自園利用者のみならず、地域の子育て世帯に対して、食を通じた支援の必要性を感じ、こども食堂やフードパントリーといった活動を開始しました。

当初平安教会の一部を借りてこども食堂・フードパントリーを開催しましたが、土日は教会の予定と重なることもあり、2025年4月の二回目以降、宝ヶ池公園にキッチンカーを出張させて実施する青空こども食堂を開始しました。このこども食堂は開始から2025年10月まで月1回以上開催し、のべ380名の方にご利用いただきました。

一方こども宅食は、不定期ながら個別配達するため、普段こども食堂を利用することができない家庭にも支援を広げることができました。特に米価格が上昇した2025年6月頃には、備蓄米を配布するなどして、2025年10月まで、のべ151世帯にお届けしました。

本活動の認知が広まるにつれて、利用希望者も増え、同時に運営を支えてくださるボランティアも増えてきました。また、行政機関から直接支援依頼の連絡があることもあり、社会的な必要性を感じざるを得ません。そのため、今後の活動拡大と、個人に影響を受けない継続の必要性を考えて、NPO法人化を決断するに至りました。

令和7年12月8日

住所又居所

特定非営利活動法人 むすびを
設立代表者 長谷川 裕

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人むすびを

1 事業実施の方針

法人方針：法人が事業を安定して継続できる体制づくり。また利用者増加のために募集や開催結果、コラムなど情報発信を続ける。

各活動に対する方針

- (1) こども食堂の定期開催
月に1回開催し、継続性の認知の拡大を図る。
- (2) こども宅食（食品支援）の実施
少数でも、特に見守りが必要な世帯に対して行う
- (3) こども向け体験イベント（年1回以上）
(1) 及び (2) の広報をしながら、こどもが無料又は安価で体験できる機会をつくる
- (4) 寄付募集
食料品や金銭の寄付件数を増やし、運営を安定させる
- (5) 広報活動
インスタグラムやホームページで実施予告と報告アーカイブ形式で保存していく

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
こども食堂	○月1回のこども食堂実施 利用は月平均50人20世帯	(A) 毎月 (B) 宝ヶ池公園 (C)3人	(D) 京都市在住の 子育て世帯 (E) 50人/月
こども宅食	○子育て世帯向けに食料品の 配達を行う ○継続支援10世帯(毎月) ○単発30世帯×3回	(A) 毎月 (B) 個別宅配 (C)2人	(D) 京都市在住の 子育て世帯 (E) 30世帯/月
体験イベント	○多様な文化・芸術・伝統にふ れる体験型のイベント	(A) 春・秋(年2回実施) (B) 宝ヶ池公園 (C)3人	(D) 京都市在住の 子育て世帯 (E) 30世帯/1回
行政からの委託事業	○個別訪問による見守り支援事業	(A) 毎月 (B) 個別家庭 (C)2人	(D) 京都市在住の 子育て世帯 (E) 30世帯/毎月
こどもを対象としたイベントの各種サポート事業	○イベントを開催したい企業や 団体の企画運営を補助する	(A) 依頼があったとき (B) 依頼企業や開催場所 (C)1人	(D) コンサル希望団体 (E) 1団体
各種団体との連携事業	○団体相互の特徴を活かして、 利用者に還元できるような事業 を実施する	(A) 年1回 (B) 事業の内容により場所を決める (C)3人	(D) 京都市在住の 子育て世帯 (E) 30世帯/1回

(2)その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数
物品販売事業	当年度は実施の予定無し	—

2027年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人むすびを

1 事業実施の方針

法人方針：法人が事業を安定して継続できる体制を強化する。また利用者のニーズに寄り添い、法人の運営方法などを見直す。

各活動に対する方針

- (1) こども食堂の定期開催
月に1回以上開催し、開催場所のエリア拡大を検討する。
- (2) こども宅食（食品支援）の実施
月に定数枠を設け、年間を通して届けられるような仕組みをつくる。
- (3) こども向け体験イベント（年1回以上）
イベント規模を拡大し、他団体と共同実施など参加者数の増大を目指す
- (4) 寄付募集
食料品や金銭の寄付件数を増やし、運営を安定させる
- (5) 広報活動
利用者との双方向コミュニケーションを重視し、より細かいニーズに対応していく

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E) 予定人数
こども食堂	○月2回のこども食堂実施 利用は月平均100人40世帯	(A) 毎月 (B) 宝ヶ池公園、一乗寺公園 (C)3人	(D) 京都市在住の子育て世帯 (E) 50人/月
こども宅食	○子育て世帯向けに食料品の配達を行う ○継続支援10世帯(毎月) ○単発30世帯×3回	(A) 毎月 (B) 個別宅配 (C)3人	(D) 京都市在住の子育て世帯 (E) 30世帯/月
体験イベント	○多様な文化・芸術・伝統にふれる体験イベント	(A) 春・秋(年2回実施) (B) 宝ヶ池公園 (C)3人	(D) 京都市在住の子育て世帯 (E) 30世帯/1回
行政からの委託事業	○個別訪問による見守り支援事業	(A) 毎月 (B) 個別家庭 (C)2人	(D) 京都市在住の子育て世帯 (E) 40世帯/毎月
こどもを対象としたイベントの各種サポート事業	○イベントを開催したい企業や団体の企画運営を補助する	(A) 依頼があったとき (B) 依頼企業や開催場所 (C)1人	(D) コンサル希望団体 (E) 3団体
各種団体との連携事業	○団体相互の特徴を活かして、利用者に還元できるような事業を実施する	(A) 年1回 (B) 事業の内容により場所を決める (C)3人	(D) 京都市在住の子育て世帯 (E) 30世帯/1回

(2)その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数
物品・販売事業	〇Tシャツや手作り小物、またおにぎりなど活動実施時に不定期で販売	(A)年1～2回 (B)体験イベント場所 (C)1人

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人むすびを

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	50,000	50,000
2. 受取寄附金	0	
受取寄付金	50,000	
オンライン寄付金	30,000	80,000
3. 受取助成金等	0	
京都府こどもの城運営補助金	170,000	
京都市こどもの居場所づくり補助金	300,000	
オムロン 地域のちから補助金	200,000	
子ども家庭庁ひとり親世帯等見守り支援事業補助金	1,500,000	
赤い羽根共同募金事業補助金	150,000	
公益財団法人こども夢基金補助金	300,000	2,620,000
4. 事業収益	0	
こども食堂事業	10,000	
こども宅食事業	0	
体験イベント事業	100,000	
イベントコンサルティング事業	80,000	
物品・販売事業	0	190,000
5. その他収益	0	
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計	0	2,940,000
II 経常費用		
1. 事業費	0	
(1) 人件費	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費	0	
仕入れ	850,000	
リース費	300,000	
備品費	70,000	
消耗品費	140,000	
旅費交通費	80,000	
会議費	30,000	
委託費	970,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	2,440,000
事業費計		0
		2,440,000

2. 管理費			
(1) 人件費	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
広告宣伝費	20,000		
地代家賃	0		
会議費	0		
備品費	0		
業務委託費	120,000		
旅費交通費	50,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計		380,000	
管理費計	0		380,000
経常費用計	0		0
当期経常増減額	0		120,000
III 経常外収益	0		
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		
IV 経常外費用	0		
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0		
当期正味財産増減額	0		120,000
設立時正味財産額	0		50,000
次期繰越正味財産額	0		170,000

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

2027年度 活動予算書

2027年4月1日～2028年3月31日

特定非営利活動法人むすびを

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	100,000		
2. 受取寄附金			
受取寄付金	50,000		
オンライン寄付金	100,000		
3. 受取助成金等			
京都府こどもの城運営補助金	170,000		
京都市こどもの居場所づくり補助金	300,000		
オムロン 地域のちから補助金	200,000		
子ども家庭庁ひとり親世帯等見守り支援事業補助金	1,200,000		
赤い羽根共同募金事業補助金	150,000		
公益財団法人こども夢基金補助金	300,000		
4. 事業収益			
こども食堂事業	100,000		
こども宅食事業	0		
体験イベント事業	100,000		
イベントコンサルティング事業	200,000		
物品・販売事業		300,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計	2,970,000	300,000	3,270,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
仕入れ	650,000	100,000	
リース費	300,000		
備品費	70,000		
消耗品費	240,000		
旅費交通費	80,000		
会議費	30,000		
業務委託費	720,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	2,090,000	100,000	2,190,000
事業費計	2,090,000	100,000	2,190,000

2. 管理費			
(1) 人件費	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
広告宣伝費	20,000		
地代家賃	600,000		
会議費	0		
備品費	0		
業務委託費	120,000		
旅費交通費	50,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	790,000	0	790,000
管理費計	790,000	0	790,000
経常費用計	2,880,000	100,000	2,980,000
当期経常増減額	90,000	200,000	290,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	90,000	200,000	290,000
前期繰越正味財産額	170,000	0	170,000
次期繰越正味財産額	260,000	200,000	460,000